

佐賀県告示第425号

佐賀県ゴルフ場開発事業指導要綱（平成2年佐賀県告示第399号）の一部を次のように改正する。

平成29年6月6日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ゴルフ場 <u>佐賀県税条例</u>（昭和30年佐賀県条例第23号）第3条第1号に規定するゴルフ場利用税に係るゴルフ場のうち、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域を利用するゴルフ場以外のゴルフ場をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(指導基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかの<u>市町村</u>において当該<u>市町村</u>の長が土地利用の増進、雇用の増大その他地域の振興及び発展を図るために特に要望する開発事業で知事が特に必要であると認めるものについては、実施することができるものとする。</p> <p>(1) <u>過疎地域活性化特別措置法</u>（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域をその区域とする<u>市町村</u></p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要であると認める<u>市町村</u></p> <p>3 前2項の規定により実施する開発事業は、次に掲げる基準に適合するよう計画されたものでなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ゴルフ場 <u>佐賀県税条例</u>（昭和30年佐賀県条例第23号）第3条第1号に規定するゴルフ場利用税に係るゴルフ場のうち、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域を利用するゴルフ場以外のゴルフ場をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(指導基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかの<u>市町</u>において当該<u>市町</u>の長が土地利用の増進、雇用の増大その他地域の振興及び発展を図るために特に要望する開発事業で知事が特に必要であると認めるものについては、実施することができるものとする。</p> <p>(1) <u>過疎地域自立促進特別措置法</u>（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域をその区域とする<u>市町</u></p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要であると認める<u>市町</u></p> <p>3 前2項の規定により実施する開発事業は、次に掲げる基準に適合するよう計画されたものでなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当該開発事業が地域の振興及び発展に寄与するものであり、かつ、開発区域の所在する市町村(以下「<u>地元市町村</u>」という。)の長の要望に基づくものであること。</p> <p>(5) 原則として、<u>地元市町村</u>の国土利用計画(国土利用計画法第8条第1項に規定する市町村計画をいう。)との整合が図られるものであること。</p> <p>(6) 略 (協議)</p> <p>第5条 開発事業者は、前条第3項第1号アからサまでに掲げる法令又は条例に基づく許可等の申請等を行う場合には、あらかじめ、ゴルフ場開発事業協議書(様式第1号。以下「協議書」という。)により、<u>地元市町村</u>の長を経由して、知事に協議するものとする。</p> <p>2 <u>地元市町村</u>の長は、前項の規定による協議書の提出を受けたときは、当該協議書に当該<u>地元市町村</u>の土地利用に関する計画、ゴルフ場の立地状況等を勘案した意見書を添付して、これを知事に送付するものとする。</p> <p>3 知事は、前項の規定により<u>地元市町村</u>の長から協議書を送付されたときは、前条の指導基準との適合性を検討し、開発事業者に対して第1項の規定による協議に対する承認又は不承認の旨を、<u>地元市町村</u>の長を経由して、通知するものとする。</p> <p>4 略 (開発事業に係る届出)</p> <p>第7条 開発事業者は、協議済開発事業に着工したときは開発事業着工届(様式第2号)を、協議済開発事業を中止したときは開発事業中止届(様式第3号)を、協議済開発事業が完了したときは</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当該開発事業が地域の振興及び発展に寄与するものであり、かつ、開発区域の所在する市町(以下「<u>地元市町</u>」という。)の長の要望に基づくものであること。</p> <p>(5) 原則として、<u>地元市町</u>の国土利用計画(国土利用計画法第8条第1項に規定する市町村計画をいう。)との整合が図られるものであること。</p> <p>(6) 略 (協議)</p> <p>第5条 開発事業者は、前条第3項第1号アからサまでに掲げる法令又は条例に基づく許可等の申請等を行う場合には、あらかじめ、ゴルフ場開発事業協議書(様式第1号。以下「協議書」という。)により、<u>地元市町</u>の長を経由して、知事に協議するものとする。</p> <p>2 <u>地元市町</u>の長は、前項の規定による協議書の提出を受けたときは、当該協議書に当該<u>地元市町</u>の土地利用に関する計画、ゴルフ場の立地状況等を勘案した意見書を添付して、これを知事に送付するものとする。</p> <p>3 知事は、前項の規定により<u>地元市町</u>の長から協議書を送付されたときは、前条の指導基準との適合性を検討し、開発事業者に対して第1項の規定による協議に対する承認又は不承認の旨を、<u>地元市町</u>の長を経由して、通知するものとする。</p> <p>4 略 (開発事業に係る届出)</p> <p>第7条 開発事業者は、協議済開発事業に着工したときは開発事業着工届(様式第2号)を、協議済開発事業を中止したときは開発事業中止届(様式第3号)を、協議済開発事業が完了したときは</p>

改正前	改正後
開発事業完了届（様式第4号）を、遅滞なく、 <u>地元市町村</u> の長を経由して、知事に提出するものとする。	開発事業完了届（様式第4号）を、遅滞なく、 <u>地元市町</u> の長を経由して、知事に提出するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。